

石川県社会福祉会館の在り方検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 新しい社会福祉会館の機能や役割を検討するため、石川県社会福祉会館の在り方検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 委員会は、社会福祉会館の機能や役割に関する事項について、検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、社会福祉会館に関する専門的な見識を有する者等で構成する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、健康福祉部及び石川県県民文化スポーツ部内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は事務局が定める。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。